

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

令和6年度機構査定結果に基づき、総務省組織令（平成12年政令第246号。以下「令」という。）の一部を改正する。

2. 改正事項

総務省本省に置かれる（サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける）参事官の定数を改める。（令第120条）

3. スケジュール

閣議：令和6年6月25日

施行期日：令和6年7月5日